

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA公社（現在は、B社）に勤務し、共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人の共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和50年4月1日、資格喪失日に係る記録を52年6月20日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、14万4,239円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から52年6月20日まで

年金記録を確認したところ、昭和50年4月から52年6月までA公社に勤務していた間の年金記録（当時、厚生年金保険へ移管前の共済組合の記録）が未加入になっていることが判明した。当時は高校を卒業してA公社に正職員として採用され、C県のD支店に配属となり勤務していた。職場での写真もあるので、年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に撮影された写真、申立人と同期入社で同職種であったとする複数の同僚の証言及び当時A公社の寮に入居していた状況から判断すると、申立人は申立期間において正社員として同公社に勤務していたことが確認できる。

また、E共済組合の記録により、上記同僚全員が昭和50年4月1日に同共済組合員の資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記同僚のうち、二人は、「申立人の退社日は昭和52年6月頃であった。」と供述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年8月に払い出されていることが確認でき、国民年金被保険者台帳に、52年6月20日資格取得と記載されている上、同台帳の同年5月欄に「この月まで納付不要」とのゴム

印が押されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてE共済組合の組合員であったことが認められる。

したがって、申立人がE共済組合員であった期間は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間にみなされることから、申立人の同共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和50年4月1日、資格喪失日に係る記録を52年6月20日に訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人と同時期に職員として採用された複数の同僚の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定から判断すると、14万4,239円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から50年3月まで

私は、昭和46年7月に会社を退職した際、A市役所（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、母親が、地区の納付組織を通じて納付していたので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を地区の納付組織を通じて納付したとされる母親は、高齢で当時の事情を聴取することができないため、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市（現在は、B市）の国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和50年12月9日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、46年7月から48年9月までの保険料については時効により納付できない期間であり、同年10月から50年3月までの保険料については、過年度納付が可能であるものの、申立人からは遡って保険料を納付した旨の申述は無い。

さらに、申立人は、申立期間以降もA市に継続して居住しており、同市において別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。